

## 令和5・6年度

### 飯山市小規模工事等受注希望者登録の受付について

飯山市の建設工事競争入札参加資格の申請をするためには、建設業法第3条で定められた建設業の許可を受けているとともに、国または県の経営事項審査を受けていることが必要ですが（「飯山市建設工事等指名競争入札の参加資格を定める規則」第2条で定められています）、これらの許可や審査を受けていない方については、入札参加資格申請の代わりに、「飯山市小規模工事等受注希望者登録」への申請をすることができます。審査結果登録されますと、令和5・6年度に市が発注する小規模な工事や修繕への入札・見積りの参加資格が得られます。

登録を希望される方は、以下の事がらに留意のうえ、申請書を提出してください。なお、申請内容の一部は「小規模工事等受注希望者登録名簿」として公開することとなりますので、ご了承ください。

#### 1 登録できる方

次に掲げる要件を満たす者（経営組織、従業員数などは問いません。）

- (1) 飯山市内に主たる事業所を置いている者
- (2) 小規模工事等の契約を締結できる方で、過去に該当する小規模工事等の実績のある者
- (3) 市税・公共料金等を滞納していない者
- (4) 建設工事で飯山市入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (5) 登録を希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を有する者
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は飯山市財務規則(昭和54年飯山市規則第5号)第104条第1項の規定に該当しない者
- (7) 飯山市暴力団排除条例(平成24年飯山市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

#### 2 対象となる契約

予定価格が100万円未満の小規模工事等

### 3 登録の方法

(1) 小規模工事等受注希望者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて総務部庶務課契約管理係へ提出してください。

ア 工事経歴書（様式第2号）

イ 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては代表者の身分証明書

ウ 市税の納税（完納）証明書（滞納がない旨の証明書）

エ 印鑑証明書

オ 1の（5）の資格・免許等の、資格者証、免許証の写し等

カ 誓約書(暴力団排除条例に基づく誓約書)

(2) 受付は令和5年3月1日（水）から3月31日（金）までです。

なお、その後も随時受け付けますが、期間内受付分の事務整理終了後の登録処理となります。よって、この場合直近の入札に間に合わない可能性もありますので、ご了承ください。

### 4 申請書の書き方

(1) 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅の住所を記入してください。

(2) 「商号又は名称」は、通常使用している名称を記入してください。通常使用している名称がない場合は記入しないでください。

(3) 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。

(4) 「登録希望業種」の記入内容は自由としますが、次の業種に分類することになります。資格・免許等が必要な業種はその資格等の名称も記入してください。

#### 〔希望業種の記載例〕

①土木一式工事 ②建築一式工事 ③大工工事 ④左官工事

⑤とび・土工・コンクリート工事 ⑥石工事 ⑦屋根工事 ⑧電気工事

⑨管工事 ⑩タイル・れんが・ブロック工事 ⑪鋼構造物工事 ⑫鉄筋工事

⑬舗装工事 ⑭しゅんせつ工事 ⑮板金工事 ⑯ガラス工事 ⑰塗装工事

⑱防水工事 ⑲内装仕上工事 ⑳機械器具設置工事 ㉑熱絶縁工事

㉒電気通信工事 ㉓造園工事 ㉔さく井工事 ㉕建具工事

㉖水道施設工事 ㉗消防施設工事 ㉘清掃施設工事 ㉙解体工事

- (5) 「建設業法による建設業の許可の有無」については、許可が有る場合は「有」に、無い場合は「無」に○をしてください。「有」の場合はその種類を記入し、許可証の写しを添付してください。

## 5 登録の有効期間

入札参加資格認定の日の翌日（令和5年5月中旬）から、次回定期審査に基づく当該資格の認定更新の日（令和7年5月中旬）までの間（概ね2年間）

## 6 二重登録の禁止

- (1) 登録は1人又は1法人で1回とします。
- (2) 法人の代表者又は構成員が法人、個人の両方で申請することはできません。

## 7 登録業種の数

1人又は1法人による登録は2業種までとします。

## 8 登録名簿への登載

審査の結果申請書の記載内容が適正であると認められたものについては、「小規模工事等受注希望者登録名簿」へ登載します。

（その旨の通知はいたしません。申請後2週間以内に連絡が無い場合は名簿に登載されたものと解してください。）

## 9 登録事項の変更の届出

登録申請内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書類を遅滞なく提出してください。

## 10 登録者名簿からの抹消

次に該当する場合は、登録名簿から抹消します。

- (1) 1の登録要件に該当しなくなったとき
- (2) 契約に関して不正又は不誠実な行為等があったとき
- (3) 営業の実体が無いと判断されるとき

## 11 問合せ・申請先

飯山市役所 総務部 庶務課 契約管理係  
〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1  
TEL 67-0720（直通） FAX 62-5990